

事故報告書の提出先

政令市・中核市を除く

サービス付き高齢者向け住宅で 報告義務のある事故内容

<事故が起きた場所>

居室	共有スペース（食堂・浴室・廊下 など）	送迎やレクリエーション等での外出時
----	---------------------	-------------------

<事故の種類>

- ① 死亡（事故死、自殺など）
- ② 骨折
- ③ 負傷により縫合した場合
- ④ 誤薬・誤嚥等により病院等を受診した場合
- ⑤ 震災、風水害及び火災等により、サービス提供に影響する場合
- ⑥ 食中毒、感染症及び結核については、保健所へ届け出たもののうち、緊急性・重大性が高い場合
- ⑦ 法令違反（高齢者虐待、財産侵害など）

<事故報告にあたっての注意点>

各住宅内で起きた「事故報告をすべき事故」や「生活支援サービス及び介護保険サービスの提供中」の事故については、必ず報告してください。

なお、報告判断について不明な場合は、大阪府住宅まちづくり部都市居住課又は福祉部介護事業者課あて、お問い合わせください。

併せて、有料老人ホームに該当する場合は、各有料老人ホーム担当窓口あてご報告をお願いします。

※右側、各担当窓口参照

事故報告書の報告先

有料老人ホーム「非該当」のサービス付き高齢者向け住宅・・・「報告先は 1 カ所」

- ① サービス付き高齢者向け住宅担当窓口（大阪府住宅まちづくり部都市居住課）

有料老人ホーム「該当」のサービス付き高齢者向け住宅・・・「報告先は 2 カ所」

- ① サービス付き高齢者向け住宅担当窓口（大阪府住宅まちづくり部都市居住課）
- ② 有料老人ホーム担当窓口（以下の有料老人ホーム各所管庁）

市 町 村	サービス付き高齢者向け住宅の担当窓口	電 話 番 号
大阪府内全域 （政令市・中核市を除く）	大阪府住宅まちづくり部都市居住課	06-6210-9707
	※大阪府の「事故報告様式」はHPに掲載されています。 http://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/sakoureisha/accident.html	

※有料老人ホームに該当している場合は、各有料老人ホーム担当窓口へも報告



所 在 市 町 村	有 料 老 人 ホ ー ム 担 当 窓 口	電 話 番 号
吹 田 市	福祉部福祉指導監査室	06-6155-8748
守 口 市	健康福祉部高齢介護課	06-6992-1610
茨 木 市	健康福祉部高齢者支援課、福祉指導監査課	072-620-1809
松 原 市	福祉部福祉指導課	072-349-3206
柏 原 市	健康福祉部福祉指導監査課	072-971-5202
羽 曳 野 市	総務部行財政改革推進室指導監査室	072-947-3860
門 真 市	保健福祉部高齢福祉課	06-6902-6176
島 本 町	健康福祉部いきいき健康課	075-961-1122
岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・忠岡町	岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・忠岡町広域事業者指導課	072-493-6132
池田市・箕面市・豊能町・能勢町	池田市・箕面市・豊能町・能勢町広域福祉課	072-751-5231
富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村	南河内広域事務室広域福祉課	0721-20-1199
泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町	泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町広域福祉課	072-493-2023
大東市・摂津市・藤井寺市・四條畷市・交野市	※原則、大阪府住宅まちづくり部都市居住課へ報告してください。	06-6210-9707